

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市規則第22号

郡山市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市商工業振興条例施行規則（昭和63年郡山市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
区分	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助額	区分	補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助額
(略)					(略)				
組織活動事業	商工団体組合等ステップアップ事業費補助金	商工団体	組合又は商工団体の活性化及び資質向上等のための研修会、講習会、調査研究事業等の実施に要する経費であつて次に掲げるもの (1) 賃金（雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員及び臨時職員に係るものに限る。） (2) 報償費（講演会の講師等に対する謝礼金に限る。） (3) 旅費（視察研修に係る費用を除く。） (4) 消耗品費 (5) 食糧費（会議等のお茶代、研修講師等団体構成員以外に対する飲食代及び補助事業等の目的が飲食を伴うものに限る。）	(略)	組織活動事業	商工団体組合等ステップアップ事業費補助金	商工団体	組合又は商工団体の活性化及び資質向上等のための研修会、講習会、調査研究事業等の実施に要する経費	(略)

		<u>(6) 燃料費</u> <u>(7) 印刷製本費</u> <u>(8) 光熱水費（電気代を含む。）</u> <u>(9) 修繕料</u> <u>(10) 通信運搬費</u> <u>(11) 保管料</u> <u>(12) 広告料</u> <u>(13) 手数料</u> <u>(14) 筆耕料及び翻訳料</u> <u>(15) 火災等保険料</u> <u>(16) 委託料</u> <u>(17) 使用料及び賃借料</u> <u>(18) 工事請負費</u> <u>(19) 原材料費</u> <u>(20) 備品購入費</u> <u>(21) 負担金、補助及び交付金（講習会 の受講料、会議及び研修等参加負担 金に限る。）</u>				
商店街等組合 賑わいづくり事業 費補助金	組合 商工団体	組合又は商工団体の活性化及び地域 振興のための市、まつり等の実施に要 する費用であって次に掲げるもの <u>(1) 賃金（雇用期間が1年を超えない 労働契約を結んだ嘱託職員及び臨時 職員に係るものに限る。）</u> <u>(2) 報償費（講演会の講師等に対する 謝礼金費用及び当該市、まつり等へ の誘客の核となる企画に係る景品等</u>	商店街等組合 賑わいづくり事業 費補助金	組合 商工団体	組合又は商工団体の活性化及び地域 振興のための市、まつり等の実施に要 する費用	

		<u>の購入に要する費用に限る。)</u> (3) <u>旅費（視察研修に係る費用を除く。</u> <u>。)</u> (4) <u>消耗品費</u> (5) <u>食糧費（会議等のお茶代、研修講師等団体構成員以外に対する飲食代及び補助事業等の目的が飲食を伴うものに限る。)</u> (6) <u>燃料費</u> (7) <u>印刷製本費</u> (8) <u>光熱水費（電気代を含む。)</u> (9) <u>修繕料</u> (10) <u>通信運搬費</u> (11) <u>保管料</u> (12) <u>広告料</u> (13) <u>手数料</u> (14) <u>筆耕料及び翻訳料</u> (15) <u>火災等保険料</u> (16) <u>委託料</u> (17) <u>使用料及び賃借料</u> (18) <u>工事請負費</u> (19) <u>原材料費</u> (20) <u>備品購入費</u> (21) <u>負担金、補助及び交付金（講習会の受講料、会議及び研修等参加負担金に限る。)</u>	
(略)	備考		

(略)	備考			

1 (略)

2 人材育成事業の補助対象者から市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納している者は除くものとする。

3 市の補助金のほか県又は公共的団体から同一の補助対象経費について補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除する。

4 市が県又は公共的団体から交付を受ける補助金をその財源の一部として補助金を交付する場合は、この表の規定による補助額に当該財源の一部とする補助金の額を加えた額をもって当該補助金の補助額とする。

5 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

6 商店街等照アップ事業費補助金及び中小企業組織化補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

7 商店街等照アップ事業費補助金の申請は、対象事業が完了した日の属する会計年度の2月末日までに行わなければならない。

8 商店街等照アップ事業費補助金及び中小企業組織化補助金については、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書を省略するものとする。

9 中小企業組織化補助金の申請は、組合が設立された日の属する会計年度の3月末日までに行わなければならない。

別表第2（第2条関係）

(略)

備考

1 (略)

2 投下固定資産総額とは、工場等を設置するために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用の総額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税される消費税及び地方税法の規定により課税される地方消

1 (略)

2 市の補助金のほか県又は公共的団体から同一の補助対象経費について補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除する。

3 市が県又は公共的団体から交付を受ける補助金をその財源の一部として補助金を交付する場合は、この表の規定による補助額に当該財源の一部とする補助金の額を加えた額をもって当該補助金の補助額とする。

4 補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

5 商店街等照アップ事業費補助金及び中小企業組織化補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

6 商店街等照アップ事業費補助金の申請は、対象事業が完了した日の属する会計年度の2月末日までに行わなければならない。

7 中小企業組織化補助金の申請は、組合が設立された日の属する会計年度の3月末日までに行わなければならない。

8 商店街等照アップ事業費補助金及び中小企業組織化補助金については、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書を省略するものとする。

別表第2（第2条関係）

(略)

備考

1 (略)

2 投下固定資産総額とは、工場等を設置するために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用の総額をいう。

費税に相当する額を除く。）をいう。

3～15 (略)

別表第3 (第4条、第6条関係)

補助金の種類	交付申請に必要な書類	実績報告に必要な書類
(略)		
人材育成補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 納税証明書	(略)
(略)		

3～15 (略)

別表第3 (第4条、第6条関係)

補助金の種類	交付申請に必要な書類	実績報告に必要な書類
(略)		
人材育成補助金	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書	(略)
(略)		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。